相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区紫野北舟岡町二四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河田　壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

京都市北区鞍馬口通烏丸東入上御霊上江町二四六番地

相続財産管理人　司法書士　貞宗　紀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区堂山町五〇番地、最後の住所大阪府東大阪市藤戸新田二丁目八番二〇号

被相続人　亡　山形　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル五階

相続財産管理人　弁護士　濵野　裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市大正町四八七番地、最後の住所島根県松江市西津田四丁目九番三一号

被相続人　亡　加藤富壽代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

事務所島根県松江市南田町一三〇番地一

フォートビル一階

相続財産管理人　弁護士　福田　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市南区和田四丁目三五四番地三、最後の住所福岡市城南区長尾三丁目三番八―二〇〇号

被相続人　亡　中園　利明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号

相続財産管理人　司法書士　坂田　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙三七二八番地、最後の住所宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙三七二八番地

被相続人　亡　酒井　光博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月三日

宮崎県日南市戸高一丁目一五番地五

相続財産管理人　崎村　亮太

任意清算公告

当法人は、平成二十七年十二月二十九日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年二月三日

千葉県浦安市今川一丁目二番一号清田ビル三〇五

東京ベイ税理士法人

社員　喜田　千鶴

任意清算公告

当社は、昭和四十五年五月一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年二月三日

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷一七九一番地九

合資会社松岡石油店

清算人　松岡　五男

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十八年一月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月三日

東京都港区芝公園二丁目六番三号

ボルボ・カー・ジャパン株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

末田　涼子

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十二月十六日厚生労働大臣の承認に基づき終了したので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月三日

宮城県石巻市双葉町一〇番二九号

南光運輸株式会社確定給付企業年金

清算人　高橋　朗

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年２月３日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ミツイハイス　②東京都知事(8)46791　③澤田ちよ　④東京都世田谷区喜多見５丁目14番25号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都世田谷区喜多見５丁目14番25―203号　澤田ちよ

①Sentinel Investment合同会社　②東京都知事(1)96764　③代表社員　岸本亮夫　④東京都渋谷区代々木二丁目21番11号ベルテ代々木II204号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区代々木二丁目21番11号ベルテ代々木II204号　Sentinel Investment合同会社　代表社員　岸本亮夫

①株式会社ＡＦ　②東京都知事(1)92523　③代表取締役　髙橋豊　④東京都豊島区西池袋５丁目27番15―504　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区西池袋５丁目27番15―504　株式会社ＡＦ　代表取締役　髙橋豊

①ジェイティ不動産株式会社　②東京都知事(2)90525　③代表取締役　越山光宏　④東京都渋谷区南平台町16番11号アライブ南平台ビル７階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座六丁目17番１号　ジェイティ不動産株式会社　代表取締役　小野雄吾

①荒木不動産　②愛知県知事(1)22659　③荒木亮一　④名古屋市西区大野木四丁目102番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市西区大野木四丁目102番地　荒木不動産　代表者　荒木亮一

①三瓶生コン株式会社　②島根県知事(3)1012　③代表取締役　俵隆　④島根県大田市久利町行恒106番地２　⑤60万円　⑥島根県知事　⑦島根県大田市久利町行恒106番地２　三瓶生コン株式会社　代表取締役　俵隆